

奈良県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十七年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひまわり薬局	天理市蔵之庄町四六九―五	平成二十六年九月三十日
中島歯科医院	天理市川原城町二六九―一	平成二十六年九月三十日